

AG種目・AD種目

2027年度からの競技会使用楽曲について

申告・対応編

2026年9月30日現在

はじめに

日本エアロビック連盟は、2027年度より競技会で使用する楽曲について事前申告を実施いたします。

対象競技会は2027年度から段階的に拡大し、2029年度には全ての競技会を対象とすることを目標としています。

本資料では、申告に関する内容および対応等をご案内いたします。

(詳細につきましては12月末を目処にご案内いたします)

1. 対象競技会

年度	ジャパンカップ全国	JOC袋井	登録クラブ選手権	国スポ	予選大会
2027	○	○			
2028	○	○	○	○	
2029	○	○	○	○	(○)

2. 申告時期

2027年度は競技会開催日2ヶ月前～2週間前までを予定しています。

3. 申告方法・内容（2027年度）

・申告方法：申告フォーム（ウェブ回答フォーム）から申告

・申告内容：1. 出場者/申請者情報（氏名/出場部門/連絡先等）
2. 楽曲情報（制作方法/曲名/作曲者名/作成日等）
3. その他（申告フォームで指定する事項）

※楽曲の制作・入手方法に応じて、権利処理の根拠となる証憑の提出を求める場合があります。証憑については別項5をご参照ください。

4. 申告後の対応

- ・申告内容および必要な提出資料の確認が完了し、問題がない場合は、そのまま競技会で楽曲を使用していただけます。
- ・内容や提出資料に不足・確認が必要な事項がある場合は、競技会前にご連絡し、追加資料の提出や内容の修正等をお願いします。場合により楽曲の差し替えをお願いする場合がありますのであらかじめご承知おきください。
- ・所定の期限までに申告が完了していない場合は、当該競技会への出場ができません。
- ・競技会後に虚偽の申告が判明した場合、または権利処理が適切に行われていない楽曲の使用が判明した場合は、使用楽曲の音声処理や競技会記録の抹消等の対応を行う場合があります。

5. 提出証憑について

○証憑提出が**必要**な楽曲

- ・市販楽曲

証 憑

- ① 原盤を使用、複製、編集等することについてのレコード会社等からの許諾メール/書面
- ② 編集、編曲等することについての音楽出版社または著作権者からの許諾メール/書面
- ③ 楽曲を複製することについてのJASRACの許諾を確認できる画面のスクショ/メール

○証憑提出が**不要**な楽曲

- ・オリジナル楽曲
(自作曲/生成AI制作曲/音楽制作会社または第三者が制作した曲/JAFオリジナル曲)
- ・利用許諾条件が明確な楽曲ダウンロードサイトで取得・編集した楽曲
- ・ClicknClearで購入・編集したライセンス楽曲
- ・著作権が切れた楽曲（パブリックドメイン曲※）を編集した楽曲

※パブリックドメイン曲を使用する場合は、著作権法上利用可能な楽譜・資料を参照し、楽器演奏または打ち込み等によって音源を制作し、必要に応じてアレンジ・編集してください。

- * 主催者から求められた場合に、すぐに提出できるよう別表の証憑をご用意ください。
- * 楽曲制作を第三者に依頼する場合も、あらかじめ第三者に上記内容を伝えておき、依頼者自身が保管しておいてください。

楽曲の種類	保管しておくべき証憑
オリジナル楽曲（自作曲）	制作日／制作者・権利者の確認できる資料
オリジナル楽曲（生成AI制作曲）	サービス名／プラン名／生成日／生成時点の利用規約および契約状況が確認できる資料
オリジナル楽曲 （音楽制作会社または第三者が制作した曲）	制作日／制作会社（者）・権利者との契約書または利用許諾書制作過程が確認できる資料
オリジナル楽曲（JAFオリジナル曲）	JAFオリジナル曲であることを証明できる資料
利用許諾条件が明確な楽曲ダウンロードサイトで取得・編集した楽曲	サイト名／楽曲表示画面／ダウンロード日 ダウンロード時点の利用規約
Clicknclearで購入・編集したライセンス楽曲	購入楽曲名／アーティスト名／使用可能国／購入日 有効期限／注文番号／ライセンス内容
著作権が切れた楽曲（パブリックドメイン曲）	使用した楽譜の表紙・奥付（発行年・出版社名が載っているページ）のスクリーンショット等 または、国際楽譜ライブラリープロジェクト（IMSLP）等の楽曲が掲載されているページのスクリーンショットや楽譜データ等

申告に関するお問い合わせ

使用予定楽曲が条件を満たすか判断できない場合は、楽曲を制作・購入する前に日本エアロビック連盟業務部までメールでお問い合わせください。

※確認事項が複数あり、関係者間でも共有できるよう、お電話でのお問い合わせはご遠慮ください

日本エアロビック連盟業務部 (jaf-license.music@aerobic.or.jp)